

○土地改良事業について

事業名	負担区分（％）				採択基準
	国	県	市	地元	
市単土地改良事業	－	－	60	40	用排水路・ため池・農道など農業用施設。受益者が2名以上。
県単土地改良事業	－	45	33	22	主に用排水路、農道、ため池などの農業用施設。受益面積1ha以上20ha未満。事業費100万円以上。農道は、幅員や延長に基準あり。（このほかに農業用施設等の事業があり、負担割合等違う場合もある。）
県営ため池等整備事業					下流に人家等があり、決壊時に甚大な被害が発生する恐れがあるため池。 （防災重点農業用ため池） 地質調査等の結果により耐震性が不足していることが明らかなため池については、ため池本体の改修。
調査（耐震等）事業	50	50	－	－	
耐震対策事業	55	35	10	－	
廃止事業	50	50	－	－	
県営中山間地域総合整備事業	55	30	10	5	農業生産基盤整備事業・・・農業用排水施設整備、農道整備、ほ場整備、暗渠排水など。 農村生活環境整備事業・・・農業集落道整備、農業集落防災安全施設整備、など。 上記、2事業を実施すること。 実施する区域の林野率が50％以上、かつ主傾斜が1/100以上の農用地が、50％以上の地域。市内で事業箇所の合計受益面積が60ha以上。
経営体育成基盤整備事業	55	27.5	10	7.5	主に再ほ場整備。受益面積10ha以上。（中山間地域で主傾斜1/100以上の農地が50％以上の地域） 地域の中心となる経営体への集積・集約を目的としているため、集積・集約条件により、地元負担の助成制度がある。 （※助成制度の詳細については、農林課へお問い合わせください。）